

第4章 応急対策

1 初動体制

基本的な考え方

市民生活に重大な影響を及ぼす事件・事故が発生し又は発生する恐れが生じた場合には、各部署は情報の収集に努めるとともに、速やかに危機管理担当及び関連部署に連絡する。所管が明確で緊急対応等を定めたマニュアルが整備されている場合には、担当部署はそのマニュアルに従い緊急対応を行う。所管が明確でない場合には、危機管理担当に連絡するとともに、関連部署と連携して問題の解決にあたる。

2 情報の収集・伝達

危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で重要であるため、断片的な情報であっても、速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告する。また、各部署は、危機発生時の情報を収集し、集約して部署長に一元的に伝達する連絡体制を確立する。情報の収集にあたっては、より正確な情報を得るため、状況によっては現場での情報収集を行う。

(1) 情報の内容

危機発生時には、第一報をできるだけ速やかに伝達することが重要であり、覚知した情報内容は速やかに報告する。危機情報の第一報は5W1Hが原則であるが、一部不明な部分があっても、とり急ぎ第一報として報告し、詳細がわかった時点で続報として報告する。

(2) 情報の管理

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱する恐れがあるため、各部署においては危機管理事務担当者を中心に情報の一元化を図る。また、危機の進行状況、応急対策の実施状況についての情報も一元的に管理し、情報を整理・記録することで、関係者間での情報を共有する。

3 応急対策の実施

応急対策の内容は危機事案によって異なるが、所管部署は危機発生直後から関連部署、関係機関等と連携しながら、できる限り迅速かつ的確な応急対策を実施する。所管部署が不明な危機が発生した場合には、危機管理担当が関連部署・関係機関と連携しながら情報収集や初動体制を実施する。

また、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部において本部長が決定した特に重要な応急対策は、即時に実施する。

4 二次被害の防止

危機による被害の拡大と二次被害の防止を図るため、施設や区域の安全点検、立入制限等の各種制限措置、汚染除去や消毒など二次被害の防止に努める。

5 クライシスコミュニケーションの実施

市民等への心理的動揺や不安感等による混乱を防止するとともに、市民等自らが状況に応じた適切な行動をとることにより危機による影響をできる限り軽減するため、広報担当部署等と連携しながら、適切・迅速な広報活動を行う。

危機情報については、正確かつ速やかに広報を行うことが必要である。また、記者会見や資料提供は、危機の状況及び応急対策の実施状況を踏まえながら定期的に行う。

(1) 広報の内容

広報の内容は、危機の規模、内容等によって異なるが、概ね次の事項について行う。また、提供すべき情報は、時間の経過とともに変化することに留意する。

- ア 危機の発生場所及び発生時刻
- イ 対策本部等の等の設置状況
- ウ 被害状況と応急対策の実施状況
- エ 危機の今後の予測、二次被害の危険性
- オ 避難の必要性の有無
- カ 市民のとるべき行動
- キ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ク ライフラインの状況
- ケ 医療救護活動の状況
- コ 相談窓口の設置状況
- サ その他必要な広報

(2) 広報の方法

防災無線や広報車を使用した広報、報道機関等を通じた記者会見、市のホームページへの掲載、防災情報メールなどを利用した広報活動を行うとともに、市民や関係機関、報道機関からの問合せに対応できるよう、連絡手段の確保、窓口の設置、人員の配置等の体制を整備する。

6 風評被害の防止

危機による風評被害を未然に防止するために、適切な広報活動を行う。

7 応援要請

危機発生により、被害が広範囲におよび、市だけによる対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定等を締結している県、他市町、警察等、関係機関に応援の要請を行う。

8 ボランティアの受け入れ

当該危機に係るボランティア受け入れ窓口を設置するときは、社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等の関係機関等との連携を図り、活動分野、活動場所等についての情報を提供するとともに、人員の振り分けなどのコーディネートを行う。